

## 工事成績評定の様式一覧表(一般土木工事関係)

\*印:2020/1/1 一部改正様式

様式名	区 分	様式番号					
項目別評定点	検 査 員	±1					
工事成績採点表	総括監督員・検査員	1,500万円以上の場合 ±2-1					
	総括監督員・検査員	500万円以上・1,500万円未満の場合 ±2-2					
工事成績評定の審査項目別運用表	1,500万円以上 総括監督員	1 施工体制	I 施工体制一般 II 配置技術者	±3-1①	*		
		2 施工状況	I 施工管理 II 工程管理	±3-1②	*		
			III 安全対策 IV 対外関係	±3-1③	*		
			I 出来形 II 品質	±3-1④			
		500万円以上・1,500万円未満 検 査 員	1 施工体制	I 施工体制一般 II 配置技術者	±3-2①	*	
			2 施工状況	I 施工管理 II 工程管理	±3-2②	*	
				III 安全対策 IV 対外関係	±3-2③	*	
		1,500万円以上	2 施工状況	I 施工管理	±3-3		
				I 出来形	±3-4		
		500万円以上 検 査 員	3 出来形及び出来ばえ	I 出来形	コンクリート構造物工事	±3-5(1)	
					土工事	±3-5(2)	
					護岸・根固・水制工事、ブロック(石)積工(張工)	±3-5(3)	
	鋼橋工事及びその他鋼構造物				±3-5(4)		
	砂防構造物工事及び地すべり防止工事				±3-5(5)		
	舗装工事				±3-5(6)		
	海岸工事				±3-5(7)		
	法面工事				±3-5(8)(9)(10)	*	
	基礎工事及び地盤改良工事				±3-5(11)(12)		
	二次製品構造物・小型構造物				±3-5(13)		
	コンクリート橋工事				±3-5(14)		
	塗装工事				±3-5(15)		
	II 品質			トンネル工事	±3-5(16)		
				防護柵・標識・区画線等設置工事	±3-5(17)		
				植栽工事	±3-5(18)		
				港湾築造工事	±3-5(19)(20)		
				ほ場整備工事	±3-5(21)		
				暗渠排水工事	±3-5(22)		
				管水路工事・畑かん工事・営農飲雑用水工事	±3-5(23)		
				木製構造物工事	±3-5(24)		
				鋼製自在枠工事	±3-5(25)		
補強土壁工事				±3-5(26)			
軽量盛土工事				±3-5(27)			
橋梁補修修繕工事				±3-5(28)(29)			
上記以外の工事				±3-5(30)			
III 出来ばえ				コンクリート・砂防・海岸・トンネル、土、切土、護岸、ブロック積、鋼橋	±3-6①	*	
				地すべり、舗装、法面、基礎工、コンクリート橋	±3-6②	*	
				塗装、植栽、防護柵、標識、区画線	±3-6③	*	
				ほ場整備、暗渠排水、維持修繕、港湾築造、管水路、畑かん	±3-6④	*	
				木製構造物、鋼製自在枠、河川浚渫、二次製品構造物・小型構造物、補強土壁・軽量盛土	±3-6⑤	*	
	橋梁補修修繕工事、河川伐開工事、上記以外の工事又は合併工事	±3-6⑥	*				
4 工事特性		±3-7①					
5 創意工夫		±3-7②					
6 社会性等		±3-7③					
総括監督員	8 法令遵守等	±3-8					
記入方法及び留意事項		±3-9	*				
工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況		±3-10①					
工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況(説明資料)		±3-10②					

別表「工事成績評定の審査項目別運用表」の新旧対照表  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後					
工事成績評定の審査項目別運用表(土木工事)					
様式土3-1 ① (1500万円以上)					
【記入方法】 該当する項目の□にレマークを記入する。					
2020/1/1 以降 (総括監督員)					
審査項目	細別	a	b	c	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	不適切である
		<p>●評価対象項目</p> <p>□1) 施工計画書が、工事着手前に提出されている。もしくは、提出前に準備工事に着手する際は、監督員の承諾を得ている。</p> <p>□2) 施工計画書の内容と現場の施工体制、施工方法等が一致している。</p> <p>○□3) 施工体制台帳及び施工体系図に作業分担の範囲が明確に記載され、下請契約書の写し等の必要な書類を添付して提出されている。</p> <p>○□4) 施工体系図に記載された全ての下請工事について、鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針に基づく「下請契約遵守事項報告書」が作成されている。また、下請等(2次以下除き、交通誘導業務委託を含む。)と契約する際に、標準見積書の提出依頼を書面で行う等適正な価格での契約締結に努めている。</p> <p>○□5) 下請けの作業成果が元請けにより確認されている。(下請契約金額1件あたり500万円以上)</p> <p>○□6) 緊急指示、受注者の責によらない災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。</p> <p>○□7) 工場製作期間における技術者の配置が適切に行われている。</p> <p>○□8) その他(理由: )</p> <p>●判断基準 評価値が90%以上……………a 評価値が80%以上90%未満……………b 評価値が80%未満……………c</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> <p>①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。 ②○印は加点項目であり、該当行為が他の規範となるほど質が高い場合に評価する。 ③削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ④評価値(%) = 該当項目数( ) / 評価対象項目数( )</p> </div>			
	II. 配置技術者(現場代理人等)	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	不適切である
		<p>●評価対象項目</p> <p>【全体を評価する項目】</p> <p>○□1) 作業に必要な作業主任者、専門技術者及び技能士等が選任及び配置されている。</p> <p>【現場代理人を評価する項目】</p> <p>○□2) 現場代理人が工事全体を把握している。</p> <p>○□3) 契約書第18条第1号～5号に基づく設計図書の照査を行い、設計図書と現場との相違があった場合は、監督員と協議するなどの必要な対応を行っている。</p> <p>○□4) 監督員との協議・調整を適時及び的確に書面で行っている。</p> <p>【主任(監理)技術者を評価する項目】</p> <p>○□5) 書類が共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成され整理されている。</p> <p>○□6) 契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映しており、自ら主体的に説明を行っている。</p> <p>○□7) 施工上の課題となる条件(作業環境、気象、地質等)への対応を図っている。(理由: )</p> <p>○□8) 下請の施工体制及び施工状況を把握し、設計図書等を適正に履行するよう指導を行っている。</p> <p>○□9) 主任(監理)技術者が、技術的な根拠に基づいて判断し、自ら協議して良好な施工が行われている。(理由: )</p> <p>【自社施工義務対象工事】</p> <p>○□10) 自社施工体制通知書に記載されている職員、機械で施工されている。</p> <p>○□11) その他(理由: )</p> <p>●判断基準 評価値が90%以上……………a 評価値が80%以上90%未満……………b 評価値が80%未満……………c</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> <p>①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。 ②○印は加点項目であり、該当行為が他の規範となるほど質が高い場合に評価する。 ③削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ④評価値(%) = 該当項目数( ) / 評価対象項目数( )</p> </div>			

改正前					
工事成績評定の審査項目別運用表(土木工事)					
様式土3-1 ① (1500万円以上)					
【記入方法】 該当する項目の□にレマークを記入する。					
2019/1/1 以降 (総括監督員)					
審査項目	細別	a	b	c	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	不適切である
		<p>●評価対象項目</p> <p>□1) 施工計画書が、工事着手前に提出されている。もしくは、提出前に準備工事に着手する際は、監督員の承諾を得ている。</p> <p>□2) 施工計画書の内容と現場の施工体制、施工方法等が一致している。</p> <p>○□3) 施工体制台帳及び施工体系図に作業分担の範囲が明確に記載され、下請契約書の写し等の必要な書類を添付して提出されている。</p> <p>○□4) 施工体系図に記載された全ての下請工事について、鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針に基づく「下請契約遵守事項報告書」が作成されている。また、下請等(2次以下除き、交通誘導業務委託を含む。)と契約する際に、標準見積書の提出依頼を書面で行う等適正な価格での契約締結に努めている。</p> <p>○□5) 下請けの作業成果が元請けにより確認されている。(下請契約金額1件あたり500万円以上)</p> <p>○□6) 緊急指示、受注者の責によらない災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。</p> <p>○□7) 工場製作期間における技術者の配置が適切に行われている。</p> <p>○□8) その他(理由: )</p> <p>●判断基準 評価値が90%以上……………a 評価値が80%以上90%未満……………b 評価値が80%未満……………c</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> <p>①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。 ②○印は加点項目であり、該当行為が他の規範となるほど質が高い場合に評価する。 ③削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ④評価値(%) = 該当項目数( ) / 評価対象項目数( )</p> </div>			
	II. 配置技術者(現場代理人等)	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	不適切である
		<p>●評価対象項目</p> <p>【全体を評価する項目】</p> <p>○□1) 作業に必要な作業主任者、専門技術者及び技能士等が選任及び配置されている。</p> <p>【現場代理人を評価する項目】</p> <p>○□2) 現場代理人が工事全体を把握している。</p> <p>○□3) 契約書第18条第1号～5号に基づく設計図書の照査を行い、設計図書と現場との相違があった場合は、監督員と協議するなどの必要な対応を行っている。</p> <p>○□4) 監督員との協議・調整を適時及び的確に書面で行っている。</p> <p>【主任(監理)技術者を評価する項目】</p> <p>○□5) 書類が共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成され整理されている。</p> <p>○□6) 契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映しており、自ら主体的に説明を行っている。</p> <p>○□7) 施工上の課題となる条件(作業環境、気象、地質等)への対応が十分に図られている。</p> <p>○□8) 下請の施工体制及び施工状況を把握し、設計図書等を適正に履行するよう指導を行っている。</p> <p>○□9) 主任(監理)技術者が、技術的な根拠に基づいて判断し、自ら協議して良好な施工が行われている。</p> <p>【自社施工義務対象工事】</p> <p>○□10) 自社施工体制通知書に記載されている職員、機械で施工されている。</p> <p>○□11) その他(理由: )</p> <p>●判断基準 評価値が90%以上……………a 評価値が80%以上90%未満……………b 評価値が80%未満……………c</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> <p>①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。 ②○印は加点項目であり、該当行為が他の規範となるほど質が高い場合に評価する。 ③削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ④評価値(%) = 該当項目数( ) / 評価対象項目数( )</p> </div>			

別表「工事成績評定の審査項目別運用表」の新旧対照表  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後					
工事成績評定の審査項目別運用表(土木工事)					
様式土3-1 ② (1500万円以上)					
【記入方法】 該当する項目の□にレマークを記入する。					
2020/1/1 以降 (総括監督員)					
審査項目	細別	a	b	c	e
2. 施工状況	I. 施工管理	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	不適切である
		<p>●評価対象項目</p> <p>□1) 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したもとなっている。</p> <p>○□2) 使用材料の品質証明書等が適切に整理され、管理されている。</p> <p>○□3) 県内産資材の使用を行った。ただし、やむを得ない理由により使用していない場合は、監督員と協議している。</p> <p>○□4) <u>工事打合せ簿を、不足無く整理している。</u></p> <p>○□5) 建設副産物の再利用等への取り組みが適切に行われている。</p> <p>○□6) 日常の出来形管理が、土木工事施工管理基準に基づき適時及び的確に行われている。(写真管理含む)</p> <p>○□7) 日常の品質管理が、土木工事施工管理基準に基づき適時及び的確に行われている。(写真管理含む)</p> <p>○□8) 現場条件の変化への対応が適切になされている。(理由: )</p> <p>○□9) 工事材料が品質に影響が無いよう保管されている。</p> <p>○□10) 現場内での整理整頓が日常的に行われている。</p> <p>○□11) 工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両が使用されている。</p> <p>○□12) その他(理由: )</p> <p>●判断基準 評価値が90%以上……………a 評価値が80%以上90%未満……………b 評価値が80%未満……………c</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> <p>①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。 ②○印は加点項目であり、該当行為が他の規範となるほど質が高い場合に評価する。 ③削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ④評価値(%) = 該当項目数( ) / 評価対象項目数( )</p> </div>			
	II. 工程管理	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	不適切である
		<p>●評価対象項目</p> <p>□1) 実施工程表の点検及びフォローアップが行われており、適切に工程が管理されている。(計画に対し2ヶ月以上連続して10%以上工程の遅れがなかった。)</p> <p>○□2) 現場条件の変化への対応が迅速であり、その結果施工の停滞が見られない。(理由: )</p> <p>○□3) 時間制限等の工程に関する各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。</p> <p>○□4) 工程に与える要因が的確に把握し、それらを反映した工程表が作成のうえ管理されている。(理由: )</p> <p>○□5) 工事の進捗を早めるための取り組みが行われている。(理由: )</p> <p>○□6) 工程管理を適切に行なったことにより、休日や夜間工事・時間外作業の回避等を行い、地域住民からも特にそれに対する苦情がなかった。</p> <p>○□7) 隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。</p> <p>○□8) その他(理由: )</p> <p>●判断基準 評価値が90%以上……………a 評価値が80%以上90%未満……………b 評価値が80%未満……………c</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> <p>①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。 ②○印は加点項目であり、該当行為が他の規範となるほど質が高い場合に評価する。 ③削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ④評価値(%) = 該当項目数( ) / 評価対象項目数( )</p> </div>			

改正前					
工事成績評定の審査項目別運用表(土木工事)					
様式土3-1 ② (1500万円以上)					
【記入方法】 該当する項目の□にレマークを記入する。					
2019/1/1 以降 (総括監督員)					
審査項目	細別	a	b	c	e
2. 施工状況	I. 施工管理	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	不適切である
		<p>●評価対象項目</p> <p>□1) 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したもとなっている。</p> <p>○□2) 使用材料の品質証明書等が適切に整理され、管理されている。</p> <p>○□3) 県内産資材の使用を行った。ただし、やむを得ない理由により使用していない場合は、監督員と協議している。</p> <p>○□4) 指示・承諾・協議等が、適切に整理されている。</p> <p>○□5) 建設副産物の再利用等への取り組みが適切に行われている。</p> <p>○□6) 日常の出来形管理が、土木工事施工管理基準に基づき適時及び的確に行われている。(写真管理含む)</p> <p>○□7) 日常の品質管理が、土木工事施工管理基準に基づき適時及び的確に行われている。(写真管理含む)</p> <p>○□8) 現場条件の変化への対応が適切になされている。</p> <p>○□9) 工事材料が品質に影響が無いよう保管されている。</p> <p>○□10) 現場内での整理整頓が日常的に行われている。</p> <p>○□11) 工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両が使用されている。</p> <p>○□12) その他(理由: )</p> <p>●判断基準 評価値が90%以上……………a 評価値が80%以上90%未満……………b 評価値が80%未満……………c</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> <p>①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。 ②○印は加点項目であり、該当行為が他の規範となるほど質が高い場合に評価する。 ③削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ④評価値(%) = 該当項目数( ) / 評価対象項目数( )</p> </div>			
	II. 工程管理	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	不適切である
		<p>●評価対象項目</p> <p>□1) 実施工程表の点検及びフォローアップが行われており、適切に工程が管理されている。(計画に対し2ヶ月以上連続して10%以上工程の遅れがなかった。)</p> <p>○□2) 現場条件の変化への対応が迅速であり、その結果施工の停滞が見られない。</p> <p>○□3) 時間制限等の工程に関する各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。</p> <p>○□4) 工程に与える要因が的確に把握され、それらを反映した綿密な工程表が作成された工程管理が行われている。</p> <p>○□5) 工事の進捗を早めるための取り組みが行われている。</p> <p>○□6) 工程管理を適切に行なったことにより、休日や夜間工事・時間外作業の回避等を行い、地域住民からも特にそれに対する苦情がなかった。</p> <p>○□7) 隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。</p> <p>○□8) その他(理由: )</p> <p>●判断基準 評価値が90%以上……………a 評価値が80%以上90%未満……………b 評価値が80%未満……………c</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> <p>①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。 ②○印は加点項目であり、該当行為が他の規範となるほど質が高い場合に評価する。 ③削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ④評価値(%) = 該当項目数( ) / 評価対象項目数( )</p> </div>			

別表「工事成績評定の審査項目別運用表」の新旧対照表  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後 工事成績評定の審査項目別運用表(土木工事)					
様式土3-1 ③ (1500万円以上)					
【記入方法】 該当する項目の□にレマークを記入する。					
審査項目	細別	a	b	c	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	不適切である
2. 施工状況	III. 安全対策	<p>●評価対象項目</p> <p>○□1) 災害防止(工事安全)協議会等を設置し、1回/月活動し、記録が整理されている。</p> <p>○□2) 社内パトロールを1回/月以上実施し、記録が整備されている。</p> <p>○□3) 安全教育及び安全訓練等が半日/月以上実施されている。</p> <p>○□4) 安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録が整備されている。</p> <p>○□5) 新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性が反映されている。</p> <p>○□6) 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。</p> <p>○□7) 過積載防止の取組みが日常的に行われ、積載重量の確認や管理が適切である。(理由: )</p> <p>○□8) 仮設工の設置が法令等の諸基準を順守しており、点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。</p> <p>○□9) 保安施設の設置及び管理が、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施されている。</p> <p>○□10) 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。</p> <p>◎□11) 建設労働災害及び公衆災害の防止に向け、各種法令を遵守するとともに、リスクアセスメント等により未然の災害防止が日常的になされ、現場への反映や記録、確認状況が適切である。(理由: )</p> <p>○□12) その他(理由: )</p> <p>●判断基準            評価値が90%以上.....a            評価値が80%以上90%未満.....b            評価値が80%未満.....c</p>	<p>2020/1/1 以降</p> <p>(総括監督員)</p> <p>やや不適切</p> <p>不適切である</p> <p>安全対策に関して、監督員が改善指示書を発出した。</p> <p>安全対策に関して、監督員からの改善指示書による指示に従わなかった。</p> <p>※安全協議会での活動に主体となって積極的に取り組んだ場合は、その他で評価する。</p> <p>※過積載を防止するための日常的な管理の例(参考)            ・土砂搬出において、土砂の単位体積重量を考慮した荷重の計測をトラックスケールで確認し、それに従って、日常的に各車両の荷姿等を管理している。            ・各車両の自重計による重量の確認等を行い、日常的にタンク自重(積み込み回数等)を管理している。            ・資機材等搬入において、納入業者の過積載防止対策を確認している。加えて、資材重量を搬入時にも納入伝票等で管理している。</p>	<p>1) ○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。</p> <p>2) ◎印は加算項目であり、該当行為が他の規範となるほど質が高い場合に評価する。</p> <p>3) 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>4) 評価値(%) = 該当項目数( ) / 評価対象項目数( )</p>	
	IV. 対外関係	<p>適切である</p> <p>ほぼ適切である</p> <p>他の評価に該当しない</p> <p>やや不適切</p> <p>不適切である</p> <p>●評価対象項目</p> <p>○□1) 関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。</p> <p>○□2) 工事施工にあたり、構造物掘削等に伴う借地、任意の工事用道路等の確保を自主的に行った。(理由: )</p> <p>◎□3) 地元と調整を行うなど十分な配慮を行って施工している。(理由: )</p> <p>○□4) 近隣住民からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。</p> <p>○□5) 第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。</p> <p>○□6) 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。</p> <p>◎□7) 工事の目的及び内容を、工事看板などにより定期的に地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。(理由: )</p> <p>○□8) その他(理由: )</p> <p>●判断基準            評価値が90%以上.....a            評価値が80%以上90%未満.....b            評価値が80%未満.....c</p>	<p>やや不適切</p> <p>不適切である</p> <p>対外関係に関して、監督員が改善指示書を発出した。</p> <p>対外関係に関して、監督員からの改善指示書による指示に従わなかった。</p>	<p>1) ○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。</p> <p>2) ◎印は加算項目であり、該当行為が他の規範となるほど質が高い場合に評価する。</p> <p>3) 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>4) 評価値(%) = 該当項目数( ) / 評価対象項目数( )</p>	

改正前 工事成績評定の審査項目別運用表(土木工事)					
様式土3-1 ③ (1500万円以上)					
【記入方法】 該当する項目の□にレマークを記入する。					
審査項目	細別	a	b	c	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	不適切である
2. 施工状況	III. 安全対策	<p>●評価対象項目</p> <p>○□1) 災害防止(工事安全)協議会等を設置し、1回/月活動し、記録が整理されている。</p> <p>○□2) 社内パトロールを1回/月以上実施し、記録が整備されている。</p> <p>○□3) 安全教育及び安全訓練等が半日/月以上実施されている。</p> <p>○□4) 安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録が整備されている。</p> <p>○□5) 新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性が反映されている。</p> <p>○□6) 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。</p> <p>○□7) 過積載防止に積極的に取り組んでいる。</p> <p>◎□8) 仮設工の設置が法令等の諸基準を順守しており、点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。</p> <p>○□9) 保安施設の設置及び管理が、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施されている。</p> <p>○□10) 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。</p> <p>◎□11) 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取組みが顕著であった。</p> <p>○□12) その他(理由: )</p> <p>●判断基準            評価値が90%以上.....a            評価値が80%以上90%未満.....b            評価値が80%未満.....c</p>	<p>2019/1/1 以降</p> <p>(総括監督員)</p> <p>やや不適切</p> <p>不適切である</p> <p>安全対策に関して、監督員が改善指示書を発出した。</p> <p>安全対策に関して、監督員からの改善指示書による指示に従わなかった。</p> <p>◎印は加算項目であり、該当行為が他の規範となるほど質が高い場合に評価する。</p> <p>◎印は加算項目であり、該当行為が他の規範となるほど質が高い場合に評価する。</p> <p>◎削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>◎安全協議会での活動に主体として積極的に取り組んだ場合は、その他で評価する。</p>	<p>1) ○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。</p> <p>2) ◎印は加算項目であり、該当行為が他の規範となるほど質が高い場合に評価する。</p> <p>3) 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>4) 評価値(%) = 該当項目数( ) / 評価対象項目数( )</p>	
	IV. 対外関係	<p>適切である</p> <p>ほぼ適切である</p> <p>他の評価に該当しない</p> <p>やや不適切</p> <p>不適切である</p> <p>●評価対象項目</p> <p>○□1) 関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。</p> <p>○□2) 工事施工にあたり、構造物掘削等に伴う借地、任意の工事用道路等の確保を自主的に行った。</p> <p>◎□3) 地元と調整を行うなど十分な配慮を行って施工している。</p> <p>○□4) 近隣住民からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。</p> <p>○□5) 第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。</p> <p>○□6) 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。</p> <p>◎□7) 工事の目的及び内容を、工事看板などにより定期的に地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。</p> <p>○□8) その他(理由: )</p> <p>●判断基準            評価値が90%以上.....a            評価値が80%以上90%未満.....b            評価値が80%未満.....c</p>	<p>やや不適切</p> <p>不適切である</p> <p>対外関係に関して、監督員が改善指示書を発出した。</p> <p>対外関係に関して、監督員からの改善指示書による指示に従わなかった。</p>	<p>1) ○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。</p> <p>2) ◎印は加算項目であり、該当行為が他の規範となるほど質が高い場合に評価する。</p> <p>3) 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>4) 評価値(%) = 該当項目数( ) / 評価対象項目数( )</p>	

別表「工事成績評定の審査項目別運用表」の新旧対照表  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後					
工事成績評定の審査項目別運用表(土木工事)					
様式土3-2 ① (1500万円未満)					
【記入方法】 該当する項目の□にレマークを記入する。					
審査項目	細別	a	b	c	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	不適切である
	●評価対象項目 □1) 施工計画書が、工事着手前に提出されている。もしくは、提出前に準備工事に着手する際は、監督員の承諾を得ている。 □2) 施工計画書の内容と現場の施工体制、施工方法等が一致している。 ○□3) 施工体制台帳及び施工体系図に作業分担の範囲が明確に記載され、下請契約書の写し等の必要な書類を添付して提出されている。 ○□4) 施工体系図に記載された全ての下請工事について、鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針に基づく「下請契約遵守事項報告書」が作成されている。また、下請等(2次以下除き、交通誘導業務委託を含む。)と契約する際に、標準見積書の提出依頼を書面で行う等適正な価格での契約締結に努めている。 ○□5) 緊急指示、受注者の責めによらない災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。 ○□6) その他(理由: )	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	不適切である
●判断基準 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満.....b 評価値が80%未満.....c					
①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。 ②○印は加点項目であり、該当行為が他の規範となるほど質が高い場合に評価する。 ③削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ④評価値(%) = 該当項目数( ) / 評価対象項目数( )					
II. 配置技術者(現場代理人・主任技術者等)		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	不適切である
	●評価対象項目 □1) 現場代理人が下請けの施工体制を含め工事全体を把握している。 □2) 書類が共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成され整理されている。 □3) 契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映しており、自ら主体的に説明を行っている。 ○□4) 施工上の課題となる条件(作業環境、気象、地質等)への対応を図っている。(理由: ) ○□5) 主任技術者が、技術的な根拠に基づいて判断し、自ら協議して良好な施工が行われている。(理由: ) ○□6) その他(理由: )	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	不適切である
●判断基準 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満.....b 評価値が80%未満.....c					
①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。 ②○印は加点項目であり、該当行為が他の規範となるほど質が高い場合に評価する。 ③削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ④評価値(%) = 該当項目数( ) / 評価対象項目数( )					

改正前					
工事成績評定の審査項目別運用表(土木工事)					
様式土3-2 ① (1500万円未満)					
【記入方法】 該当する項目の□にレマークを記入する。					
審査項目	細別	a	b	c	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	不適切である
	●評価対象項目 □1) 施工計画書が、工事着手前に提出されている。もしくは、提出前に準備工事に着手する際は、監督員の承諾を得ている。 □2) 施工計画書の内容と現場の施工体制、施工方法等が一致している。 ○□3) 施工体制台帳及び施工体系図に作業分担の範囲が明確に記載され、下請契約書の写し等の必要な書類を添付して提出されている。 ○□4) 施工体系図に記載された全ての下請工事について、鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針に基づく「下請契約遵守事項報告書」が作成されている。また、下請等(2次以下除き、交通誘導業務委託を含む。)と契約する際に、標準見積書の提出依頼を書面で行う等適正な価格での契約締結に努めている。 ○□5) 緊急指示、受注者の責めによらない災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。 ○□6) その他(理由: )	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	不適切である
●判断基準 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満.....b 評価値が80%未満.....c					
①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。 ②○印は加点項目であり、該当行為が他の規範となるほど質が高い場合に評価する。 ③削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ④評価値(%) = 該当項目数( ) / 評価対象項目数( )					
II. 配置技術者(現場代理人・主任技術者等)		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	不適切である
	●評価対象項目 □1) 現場代理人が下請けの施工体制を含め工事全体を把握している。 □2) 書類が共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成され整理されている。 □3) 契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映しており、自ら主体的に説明を行っている。 ○□4) 施工上の課題となる条件(作業環境、気象、地質等)への対応が十分に図られている。 ○□5) 主任技術者が、技術的な根拠に基づいた優れた判断を行い良好な施工が行われている。 ○□6) その他(理由: )	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	不適切である
●判断基準 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満.....b 評価値が80%未満.....c					
①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。 ②○印は加点項目であり、該当行為が他の規範となるほど質が高い場合に評価する。 ③削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ④評価値(%) = 該当項目数( ) / 評価対象項目数( )					

別表「工事成績評定の審査項目別運用表」の新旧対照表  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後					
工事成績評定の審査項目別運用表(土木工事)					
様式土3-2 ② (1500万円未満)					
【記入方法】 該当する項目の□にレマークを記入する。					
審査項目	細別	a	b	c	e
2. 施工状況	I. 施工管理	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	不適切である
	●評価対象項目 □1) 施工計画書が対象工種の着手前に提出され、所定の項目、内容が適切に記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したもとなることが確認できる。 ○□2) 土木工事施工管理基準に示した基準を上回る自社の施工管理基準を設定し、管理していることが確認できる。(理由: ) ○□3) 段階確認、協議等が適期に行われ、書類が作成されている。 ○□4) 建設副産物が適切に処理されている。 ○□5) 日常の出来形管理が、土木工事施工管理基準に基づき適時及び的確に行われている。(写真管理含む) ○□6) 日常の品質管理が、土木工事施工管理基準に基づき適時及び的確に行われている。(写真管理含む) ○□7) 現場内での整理整頓が日常的に行われている。 ○□8) 工事の関係書類が不足なく簡潔に整理されていることが確認できる。 ○□9) その他(理由: )	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	不適切である
●判断基準 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満.....b 評価値が80%未満.....c					
①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。 ②○印は加点項目であり、該当行為が他の規範となるほど質が高い場合に評価する。 ③削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ④評価値(%) = 該当項目数( ) / 評価対象項目数( )					
II. 工程管理		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	不適切である
	●評価対象項目 □1) 実施工程表の点検及びフォローアップが行われており、適切に工程が管理されている。(計画に対し2ヶ月以上連続して10%以上工程の遅れがなかった。) ○□2) 現場条件の変化への対応が迅速であり、その結果施工の停滞が見られない。(理由: ) ○□3) 時間制限等の工程に関する各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。 ○□4) 工程に与える要因が的確に把握し、それらを反映した工程表が作成のうえ管理されている。(理由: ) ○□5) 工程管理を適切に行なったことにより、休日や夜間工事・時間外作業の回避等を行い、地域住民からも特にそれに対する苦情がなかった。 ○□6) その他(理由: )	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	不適切である
●判断基準 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満.....b 評価値が80%未満.....c					
①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。 ②○印は加点項目であり、該当行為が他の規範となるほど質が高い場合に評価する。 ③削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ④評価値(%) = 該当項目数( ) / 評価対象項目数( )					

改正前					
工事成績評定の審査項目別運用表(土木工事)					
様式土3-2 ② (1500万円未満)					
【記入方法】 該当する項目の□にレマークを記入する。					
審査項目	細別	a	b	c	e
2. 施工状況	I. 施工管理	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	不適切である
	●評価対象項目 □1) 施工計画書が対象工種の着手前に提出され、所定の項目、内容が適切に記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したもとなることが確認できる。 ○□2) 土木工事施工管理基準に示した基準を上回る自社の施工管理基準を設定し、管理していることが確認できる。 ○□3) 段階確認、協議等が適期に行われ、書類が作成されている。 ○□4) 建設副産物が適切に処理されている。 ○□5) 日常の出来形管理が、土木工事施工管理基準に基づき適時及び的確に行われている。(写真管理含む) ○□6) 日常の品質管理が、土木工事施工管理基準に基づき適時及び的確に行われている。(写真管理含む) ○□7) 現場内での整理整頓が日常的に行われている。 ○□8) 工事の関係書類が不足なく簡潔に整理されていることが確認できる。 ○□9) その他(理由: )	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	不適切である
●判断基準 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満.....b 評価値が80%未満.....c					
①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。 ②○印は加点項目であり、該当行為が他の規範となるほど質が高い場合に評価する。 ③削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ④評価値(%) = 該当項目数( ) / 評価対象項目数( )					
II. 工程管理		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	不適切である
	●評価対象項目 □1) 実施工程表の点検及びフォローアップが行われており、適切に工程が管理されている。(計画に対し2ヶ月以上連続して10%以上工程の遅れがなかった。) ○□2) 現場条件の変化への対応が迅速であり、その結果施工の停滞が見られない。 ○□3) 時間制限等の工程に関する各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。 ○□4) 工程に与える要因が的確に把握し、それらを反映した綿密な工程表が作成され適切な工程管理が行われている。 ○□5) 工程管理を適切に行なったことにより、休日や夜間工事・時間外作業の回避等を行い、地域住民からも特にそれに対する苦情がなかった。 ○□6) その他(理由: )	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	不適切である
●判断基準 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満.....b 評価値が80%未満.....c					
①○印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。 ②○印は加点項目であり、該当行為が他の規範となるほど質が高い場合に評価する。 ③削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ④評価値(%) = 該当項目数( ) / 評価対象項目数( )					

別表「工事成績評定の審査項目別運用表」の新旧対照表

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後						改正前															
工事成績評定の審査項目別運用表(土木工事)						工事成績評定の審査項目別運用表(土木工事)															
様式土3-2 ③ (1500万円未満)		2020/1/1 以降				(総括監督員)		様式土3-2 ③ (1500万円未満)		2019/1/1 以降											
【記入方法】 該当する項目の□にレマークを記入する。								【記入方法】 該当する項目の□にレマークを記入する。													
審査項目	細別	a	b	c	d	e	審査項目	細別	a	b	c	d	e								
2. 施工状況	III. 安全対策	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切	不適切である	2. 施工状況	III. 安全対策	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切	不適切である								
		<p>●評価対象項目</p> <p>○□1) 災害防止(工事安全)協議会等を設置し、1回以上/月活動し、記録が整理されている。</p> <p>○□2) 安全教育及び安全訓練等が半日/月以上実施されている。</p> <p>○□3) 新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性が反映されている。</p> <p>○□4) 安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録が整備されている。</p> <p>○□5) 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。</p> <p>○□6) 過積載防止の取り組みが日常的に行われ、積載重量の確認や管理が適切である。(理由: )</p> <p>○□7) 仮設工の設置が法令等の諸基準を順守しており、点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。</p> <p>○□8) 保安施設の設置及び管理が、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施されている。</p> <p>○□9) 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。</p> <p>◎□10) 建設労働災害及び公衆災害の防止に向け、各種法令を遵守するとともに、リスクアセスメントにより未然の災害防止が日常的になされ、現場への反映や記録、確認状況が適切である。(理由: )</p> <p>○□11) その他(理由: )</p> <p>●判断基準                  評価値が90%以上.....a                  評価値が80%以上90%未満.....b                  評価値が80%未満.....c</p>				<p>□安全対策に関して、監督員が改善指示書を発出した。</p> <p>□安全対策に関して、監督員からの改善指示書による指示に従わなかった。</p> <p>◎安全協議会での活動に主体となって積極的に取り組んだ場合は、その他で評価する。</p> <p>※過積載を防止するための日常的な管理の例(参考)                  ・土砂搬出において、土砂の単位体積重量を考慮した荷姿の計測をトラックスケールで確認し、これに基づき、日常的に各車両の荷姿等を管理している。                  ・各車両の自重計による重量の確認等を行い、日常的にタンク自重(積み込み回数等)を管理している。                  ・資機材等搬入において、納入業者の過積載防止対策を確認している。加えて、資材重量を搬入時にも納入伝票等で管理している。</p>				<p>◎印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。                  ◎印は加点項目であり、該当行為が他の規範となるほど質が高い場合に評価する。                  ◎削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。                  ④評価値( %) = 該当項目数( ) / 評価対象項目数( )</p>				<p>●判断基準                  評価値が90%以上.....a                  評価値が80%以上90%未満.....b                  評価値が80%未満.....c</p>				<p>◎印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。                  ◎印は加点項目であり、該当行為が他の規範となるほど質が高い場合に評価する。                  ◎削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。                  ④評価値( %) = 該当項目数( ) / 評価対象項目数( )</p>			
	IV. 対外関係	a	b	c	d	e		IV. 対外関係	a	b	c	d	e								
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切	不適切である			適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切	不適切である								
		<p>●評価対象項目</p> <p>○□1) 関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。</p> <p>○□2) 工事施工にあたり、構造物掘削等に伴う借地、任意の工事用道路等の確保を自主的に行った。(理由: )</p> <p>○□3) 地元と調整を行うなど十分な配慮を行って施工している。(理由: )</p> <p>○□4) 近隣住民からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。</p> <p>○□5) 第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。</p> <p>○□6) 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。</p> <p>○□7) その他(理由: )</p> <p>●判断基準                  評価値が90%以上.....a                  評価値が80%以上90%未満.....b                  評価値が80%未満.....c</p>				<p>□対外関係に関して、監督員が改善指示書を発出した。</p> <p>□対外関係に関して、監督員からの改善指示書による指示に従わなかった。</p>				<p>◎印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。                  ◎印は加点項目であり、該当行為が他の規範となるほど質が高い場合に評価する。                  ◎削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。                  ④評価値( %) = 該当項目数( ) / 評価対象項目数( )</p>				<p>●判断基準                  評価値が90%以上.....a                  評価値が80%以上90%未満.....b                  評価値が80%未満.....c</p>				<p>◎印の評価対象項目については、当該工事に該当しない場合はその項目を削除する。                  ◎印は加点項目であり、該当行為が他の規範となるほど質が高い場合に評価する。                  ◎削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。                  ④評価値( %) = 該当項目数( ) / 評価対象項目数( )</p>			

別表「工事成績評定の調査項目別運用表」の新旧対照表

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後					改正前												
工事成績評定の調査項目別運用表(土木工事)					工事成績評定の調査項目別運用表(土木工事)												
【記入方法】	該当する項目の□にレマークを記入する。				2020/1/1 以降	(検査員)	【記入方法】	該当する項目の□にレマークを記入する。				2019/1/1 以降	(検査員)				
調査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e	調査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	法面工事 (NO.1)	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]、 ※バラツキの判断は様式3-9図参照					<input type="checkbox"/> 品質関係について、監督員が改善指示書を出し改善された。又は検査時に検査員の指摘票による指摘を受け、手直し工事を行った。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。	<input type="checkbox"/> 品質関係について、監督員からの改善指示書による指示に従わなかった。又は検査時の検査員の指摘票による指摘を受け、修補を行った。	3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	法面工事 (NO.1)	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]、 ※バラツキの判断は様式3-9図参照					<input type="checkbox"/> 品質関係について、監督員が改善指示書を出し改善された。又は検査時に検査員の指摘票による指摘を受け、手直し工事を行った。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。	<input type="checkbox"/> 品質関係について、監督員からの改善指示書による指示に従わなかった。又は検査時の検査員の指摘票による指摘を受け、修補を行った。
		●評価対象項目 <b>【共通】</b> <input type="checkbox"/> 1) 施工基面が平滑に仕上げられ、浮き石やゴミ等を除去してから施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 2) 使用する材料の種類、品質等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☆ <input type="checkbox"/> 3) 工事実施にあたり、湧水処理、配合決定等について、監督員の事前の承認を受けて適正に施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 4) 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。  <b>【種子吹付工、客土吹付工、植生基材吹付工関係】</b> <input type="checkbox"/> 5) 土壌硬度試験及び土壌試験(PH)を実施し施工に反映している。 ☆ <input type="checkbox"/> 6) ネット(金網)などに破損、端部のめくれ等がなく、地山に沿って隙間なく施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 7) 吹付け厚さに応じて単層、複層の施工が行われ、均等に地山に吹き付けられていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 8) 吹付け材が均等に発芽しているのが確認できる。  <b>【コンクリート又はモルタル吹付工関係】</b> <input type="checkbox"/> 9) 設計図書の仕様を満足する配合設計が行われ、その結果に基づき実施され、吹付け厚さが均等であることが確認できる。 ☆ <input type="checkbox"/> 10) 金網が適正に施工(アンカー位置・間隔、重ね幅、地山からの離隔、法肩の巻き方等)されていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 11) 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 12) 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 13) 水抜きパイプが適切に配置されている。 <input type="checkbox"/> 14) 目地の施工位置、方法、間隔等が適切に処理されている。 <input type="checkbox"/> 15) コンクリート構造物に有害なクラックがない。 ※様式土3-9を参照  <b>【現場打設土工関係】</b> <input type="checkbox"/> 16) 設計図書の仕様を満足する配合設計が行われ、その結果に基づき実施されていることが確認できる。 ☆ <input type="checkbox"/> 17) アンカー及び鉄筋等が現場において適正に保管され、設計図書どおりの長さ、位置、間隔で施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 18) 層間にはく離がないことが確認できる。 <input type="checkbox"/> 19) 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 20) コアが現場で採取され、圧縮強度試験結果が適切に整理されていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 21) 目地の施工位置、方法、間隔等が適切に処理されている。 <input type="checkbox"/> 22) 鉄筋の品質が証明書で確認できる。 <input type="checkbox"/> 23) 鉄筋の引張強度・曲げ強度が試験値で確認できる。 <input type="checkbox"/> 24) コンクリート構造物に有害なクラックがない。 ※様式土3-9を参照  ●判断基準 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満.....a' 評価値が70%以上80%未満.....b 評価値が60%以上70%未満.....b' 評価値が60%未満.....c	①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%) = 該当項目数( ) / 評価対象項目数( ) ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ⑤当工種の中で品質を左右すると考えられる重要項目(☆印)が実施されていない場合は、評価値にかかわらず「a」または「a」の評価はしない。	●判断基準 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満.....a' 評価値が70%以上80%未満.....b 評価値が60%以上70%未満.....b' 評価値が60%未満.....c	①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%) = 該当項目数( ) / 評価対象項目数( ) ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ⑤当工種の中で品質を左右すると考えられる重要項目(☆印)が実施されていない場合は、評価値にかかわらず「a」または「a」の評価はしない。												

別表「工事成績評定の調査項目別運用表」の新旧対照表

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後					改正前												
工事成績評定の調査項目別運用表(土木工事)					工事成績評定の調査項目別運用表(土木工事)												
【記入方法】	該当する項目の□にレマークを記入する。				2020/1/1 以降	(検査員)	【記入方法】	該当する項目の□にレマークを記入する。				2019/1/1 以降	(検査員)				
調査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e	調査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	法面工事 (NO.2)	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]、 ※バラツキの判断は様式3-9図参照					<input type="checkbox"/> 品質関係について、監督員が改善指示書を出し改善された。又は検査時に検査員の指摘票による指摘を受け、手直し工事を行った。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。	<input type="checkbox"/> 品質関係について、監督員からの改善指示書による指示に従わなかった。又は検査時の検査員の指摘票による指摘を受け、修補を行った。	3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	法面工事 (NO.2)	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]、 ※バラツキの判断は様式3-9図参照					<input type="checkbox"/> 品質関係について、監督員が改善指示書を出し改善された。又は検査時に検査員の指摘票による指摘を受け、手直し工事を行った。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。	<input type="checkbox"/> 品質関係について、監督員からの改善指示書による指示に従わなかった。又は検査時の検査員の指摘票による指摘を受け、修補を行った。
		●評価対象項目 <b>【落石防止網・ワイヤロープ掛工関係】</b> <input type="checkbox"/> 25) 岩盤用アンカー打ち込みヶ所の表土は取り除かれ、岩盤が露出していることが確認できる。 ☆ <input type="checkbox"/> 26) 岩盤への削孔深、削孔径が規定値を満たし、固定が確認できる。 <input type="checkbox"/> 27) 注入剤(セメントミルク等)の充填状況が確認できる。 <input type="checkbox"/> 28) 金網の重ね幅が確保されている。 <input type="checkbox"/> 29) 岩盤用アンカーボルト及び羽根付アンカーの打ち込み角度が確認できる。 ☆ <input type="checkbox"/> 30) 部材の組立、連結が適切に施工されていることが、点検記録等により確認できる。  <b>【落石防護柵・雪崩予防工関係】</b> <input type="checkbox"/> 31) 製品の性能、寸法が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ☆ <input type="checkbox"/> 32) 部材の組立、連結が適切に施工され、またワイヤロープにゆるみがないこと等が、点検記録等により確認できる。 <input type="checkbox"/> 33) 基礎設置箇所について、地盤の耐力を把握して施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 34) 基礎部の施工が適正であることが確認できる。  <b>【グラウンドアンカー工・鉄筋挿入工関係】</b> ☆ <input type="checkbox"/> 35) アンカー工の削孔は位置、削孔径、長さ、方向が設計図書に示されたとおり、実施されていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 36) アンカー工の削孔終了後、スライムが除去されていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 37) アンカー部材が適切に組み立てられ、設計図書どおりの長さ、位置で挿入していることが、点検記録等により確認できる。 <input type="checkbox"/> 38) グラウト注入圧が設計注入圧を超えていないこと、また注入したグラウトと同等の性状のものが入りから排出されるまで、中断せずに連続して作業していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 39) アンカー工の各種試験が、事前に提出された試験計画書どおりに実施されていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 40) 支柱版が適切に設置されていることが確認できる。	①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%) = 該当項目数( ) / 評価対象項目数( ) ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ⑤当工種の中で品質を左右すると考えられる重要項目(☆印)が実施されていない場合は、評価値にかかわらず「a」または「a」の評価はしない。	●判断基準 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満.....a' 評価値が70%以上80%未満.....b 評価値が60%以上70%未満.....b' 評価値が60%未満.....c	①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値(%) = 該当項目数( ) / 評価対象項目数( ) ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ⑤当工種の中で品質を左右すると考えられる重要項目(☆印)が実施されていない場合は、評価値にかかわらず「a」または「a」の評価はしない。												

別表(「工事成績評定の考査項目別運用表」の新旧対照表)

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後						改正前											
様式土3-5(10) 工事成績評定の考査項目別運用表(土木工事)						様式土3-5(10) 工事成績評定の考査項目別運用表(土木工事)											
【記入方法】 該当する項目の□にレマークを記入する。						【記入方法】 該当する項目の□にレマークを記入する。											
考査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e	考査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	法面工事 (NO.3)	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]、 ※バラツキの判断は様式3-9図参照					<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]、 ※バラツキの判断は様式3-9図参照										
II. 品質	☆	●評価対象項目 【連続繊維補強土工関係】 <input type="checkbox"/> 41) 築造勾配が適切で、厚さが均等であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 42) 連続繊維の混入量が管理され、適切な配合量であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 43) 砂質土の表面水の試験を行い、適切な配合量であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 44) 築造後の跳ね返り砂の除去・清掃を行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 45) 補強土の一面せん断試験を実施し、所定の強度が確認できる。 <input type="checkbox"/> 46) 築造量や繊維計量器のキャリブレーションが実施されている。 <input type="checkbox"/> 47) 裏面排水材が適切に施工されている。 <input type="checkbox"/> 48) アンカーを設計図書どおりの長さ、削孔長、配置、頭部突出長で施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 49) アンカーの削孔終了後、スライムが除去されグラウトの充填状況が確認できる。 <input type="checkbox"/> 50) 保水、保肥材を設計図書どおりの密度で設置していることが確認できる。  <input type="checkbox"/> 51) その他					<input type="checkbox"/> 品質関係について、監督員が改善指示書を発出し改善された。又は検査時に検査員の指摘票による指摘を受け、手直し工事を行った。ただし、手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事中に検査員の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。					<input type="checkbox"/> 品質関係について、監督員からの改善指示書による指示に従わなかった。又は検査時の検査員の指摘票による指摘を受け、修補を行った。					
●判断基準 評価値が90%以上.....a' 評価値が80%以上90%未満.....a 評価値が70%以上80%未満.....b' 評価値が60%以上70%未満.....b 評価値が60%未満.....c						●判断基準 評価値が90%以上.....a' 評価値が80%以上90%未満.....a 評価値が70%以上80%未満.....b' 評価値が60%以上70%未満.....b 評価値が60%未満.....c											
①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値 ( %) = 該当項目数 ( ) / 評価対象項目数 ( ) ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ⑤当工種の中で品質を左右すると考えられる重要項目(☆印)が実施されていない場合は、評価値にかかわらず「a」または「a'」の評価はしない。						①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値 ( %) = 該当項目数 ( ) / 評価対象項目数 ( ) ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 ⑤当工種の中で品質を左右すると考えられる重要項目(☆印)が実施されていない場合は、評価値にかかわらず「a」または「a'」の評価はしない。											

別表(「工事成績評定の審査項目別運用表」の新旧対照表)  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後					
工事成績評定の審査項目別運用表(土木工事)					
様式土3-6 ① (検査員) 2020/1/1 以降					
〔記入方法〕 該当する項目の□にレマークを記入する。					
審査項目	工 種	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ	コンクリート構造物工事 砂防構造物工事 海岸工事 トンネル工事	●評価対象項目 □1) コンクリート構造物の表面状態が良い。 □2) コンクリート構造物の通りが良い。 □3) 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 □4) クラックがない。 □5) 漏水がない。 □6) <u>全体に塗り、外観の仕上げが良い。</u>		●判断基準 該当5項目以上…a 該当4項目…b 該当3項目…c 該当2項目以下…d	
	土 工 事 (盛土・築堤工事等)	●評価対象項目 □1) 仕上げが良い。 □2) 通りが良い。 □3) 天端及び端部の仕上げが良い。 □4) 構造物へのすりつけ等が良い。 □5) <u>全体に塗り、外観の仕上げが良い。</u>		●判断基準 該当4項目以上…a 該当3項目…b 該当2項目…c 該当1項目以下…d	
	切土工事	□1) 切土法面の施工にあたって、法面の浮き石が除去されているなど、適切に施工されている。 □2) 法面勾配の変化部について、干渉部を設けるなど適切に施工されている。 □3) 施工面等の木根等が確実に施工処理されている。 □4) 滞水などによる施工面の損傷が発生しないよう処理が行われている。 □5) 関係構造物等との取り合いが設計図書を満足するよう施工されている。 □6) 残土等は適切に処理されている。 □7) <u>全体に塗り、外観の仕上げが良い。</u>		●判断基準 該当6項目以上…a 該当4項目…b 該当3項目…c 該当2項目以下…d	
	護岸・根固・水制工事、 ブロック積工事	●評価対象項目 □1) 通りがよい。 □2) 材料のかみ合わせがよく、クラックがない。 □3) 天端及び端部の仕上げがよい。 □4) 既設構造物とのすりつけがよい。 □5) <u>全体に塗り、外観の仕上げが良い。</u>		●判断基準 該当4項目以上…a 該当3項目…b 該当2項目…c 該当1項目以下…d	
	鋼橋工事 水管橋工事 水門・樋門工(扉体工) 工事	●評価対象項目 □1) 表面に補修箇所がない。 □2) 部材表面に傷及び錆がない。 □3) 溶接に均一性がある。 □4) 塗装に均一性がある。 □5) <u>全体に塗り、外観の仕上げが良い。</u>		●判断基準 該当4項目以上…a 該当3項目…b 該当2項目…c 該当1項目以下…d	

改正前					
工事成績評定の審査項目別運用表(土木工事)					
様式土3-6 ① (検査員) 2019/1/1 以降					
〔記入方法〕 該当する項目の□にレマークを記入する。					
審査項目	工 種	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ	コンクリート構造物工事 砂防構造物工事 海岸工事 トンネル工事	●評価対象項目 □1) コンクリート構造物の表面状態が良い。 □2) コンクリート構造物の通りが良い。 □3) 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 □4) クラックがない。 □5) 漏水がない。 □6) 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当5項目以上…a 該当4項目…b 該当3項目…c 該当2項目以下…d	
	土 工 事 (盛土・築堤工事等)	●評価対象項目 □1) 仕上げが良い。 □2) 通りが良い。 □3) 天端及び端部の仕上げが良い。 □4) 構造物へのすりつけ等が良い。 □5) 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当4項目以上…a 該当3項目…b 該当2項目…c 該当1項目以下…d	
	切土工事	□1) 切土法面の施工にあたって、法面の浮き石が除去されているなど、適切に施工されている。 □2) 法面勾配の変化部について、干渉部を設けるなど適切に施工されている。 □3) 施工面等の木根等が確実に施工処理されている。 □4) 滞水などによる施工面の損傷が発生しないよう処理が行われている。 □5) 関係構造物等との取り合いが設計図書を満足するよう施工されている。 □6) 残土等は適切に処理されている。 □7) 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当6項目以上…a 該当4項目…b 該当3項目…c 該当2項目以下…d	
	護岸・根固・水制工事、 ブロック積工事	●評価対象項目 □1) 通りがよい。 □2) 材料のかみ合わせがよく、クラックがない。 □3) 天端及び端部の仕上げがよい。 □4) 既設構造物とのすりつけがよい。 □5) 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当4項目以上…a 該当3項目…b 該当2項目…c 該当1項目以下…d	
	鋼橋工事 水管橋工事 水門・樋門工(扉体工) 工事	●評価対象項目 □1) 表面に補修箇所がない。 □2) 部材表面に傷及び錆がない。 □3) 溶接に均一性がある。 □4) 塗装に均一性がある。 □5) 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当4項目以上…a 該当3項目…b 該当2項目…c 該当1項目以下…d	

別表(「工事成績評定の審査項目別運用表」の新旧対照表)  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後					
工事成績評定の審査項目別運用表(土木工事)					
様式土3-6 ② (検査員) 2020/1/1 以降					
〔記入方法〕 該当する項目の□にレマークを記入する。					
審査項目	工 種	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ	地すべり防止工事	●評価対象項目 □1) 地山との取り合いが良い。 □2) 天端、端部の仕上げが良い。 □3) <u>施工状況写真において不可視部分の仕上げが良い。</u> □4) <u>全体に塗り、外観の仕上げが良い。</u>		●判断基準 該当3項目以上…a 該当2項目…b 該当1項目…c 該当項目なし…d	
	舗装工事	●評価対象項目 □1) 舗装の平坦性が良い。(1. 2以下) □2) 構造物の通りが良い。 □3) 端部処理が良い。 □4) 構造物へのすりつけ等が良い。 □5) 雨水処理が良い。 □6) <u>全体に塗り、外観の仕上げが良い。</u>		●判断基準 該当5項目以上…a 該当4項目…b 該当3項目…c 該当2項目以下…d	
	法面工事	□1) 通りが良い。 □2) 植生、吹付等の状態が均一である。 □3) 端部処理が良い。 □4) <u>全体に塗り、外観の仕上げが良い。</u> □5) 湧水処理が良い。 □6) クラックがない。 □7) 全体的にバラツキがなく発芽の状況が良好である。		●判断基準 該当6項目以上…a 該当4項目…b 該当3項目…c 該当2項目以下…d	
	基礎工工事 (地盤改良等を含む)	●評価対象項目 □1) 土工関係の仕上げが良い。 □2) 通りが良い。 □3) 端部及び天端の仕上げが良い。 □4) <u>施工状況写真において不可視部分の仕上げが良い。</u>		●判断基準 該当3項目以上…a 該当2項目…b 該当1項目…c 該当項目なし…d	
	コンクリート橋上部工 事	●評価対象項目 □1) コンクリート構造物の表面状態が良い。 □2) コンクリート構造物の通りが良い。 □3) 天端及び端部の仕上げが良い。 □4) 支承部の仕上げが良い。 □5) クラックがない。 □6) 漏水がない。 □7) <u>全体に塗り、外観の仕上げが良い。</u>		●判断基準 該当6項目以上…a 該当4項目…b 該当3項目…c 該当2項目以下…d	

改正前					
工事成績評定の審査項目別運用表(土木工事)					
様式土3-6 ② (検査員) 2019/1/1 以降					
〔記入方法〕 該当する項目の□にレマークを記入する。					
審査項目	工 種	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ	地すべり防止工事	●評価対象項目 □1) 地山との取り合いが良い。 □2) 天端、端部の仕上げが良い。 □3) 施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 □4) 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当3項目以上…a 該当2項目…b 該当1項目…c 該当項目なし…d	
	舗装工事	●評価対象項目 □1) 舗装の平坦性が良い。(1. 2以下) □2) 構造物の通りが良い。 □3) 端部処理が良い。 □4) 構造物へのすりつけ等が良い。 □5) 雨水処理が良い。 □6) 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当5項目以上…a 該当4項目…b 該当3項目…c 該当2項目以下…d	
	法面工事	□1) 通りが良い。 □2) 植生、吹付等の状態が均一である。 □3) 端部処理が良い。 □4) 全体的な美観が良い。 □5) 湧水処理が良い。 □6) クラックがない。 □7) 全体的にバラツキがなく発芽の状況が良好である。		●判断基準 該当6項目以上…a 該当4項目…b 該当3項目…c 該当2項目以下…d	
	基礎工工事 (地盤改良等を含む)	●評価対象項目 □1) 土工関係の仕上げが良い。 □2) 通りが良い。 □3) 端部及び天端の仕上げが良い。 □4) 施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。		●判断基準 該当3項目以上…a 該当2項目…b 該当1項目…c 該当項目なし…d	
	コンクリート橋上部工 事	●評価対象項目 □1) コンクリート構造物の表面状態が良い。 □2) コンクリート構造物の通りが良い。 □3) 天端及び端部の仕上げが良い。 □4) 支承部の仕上げが良い。 □5) クラックがない。 □6) 漏水がない。 □7) 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当6項目以上…a 該当4項目…b 該当3項目…c 該当2項目以下…d	



別表(「工事成績評定の審査項目別運用表」の新旧対照表)  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後					改正前						
工事成績評定の審査項目別運用表(土木工事)					工事成績評定の審査項目別運用表(土木工事)						
様式土3-6 ③ [記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。 2020/1/1 以降 (検査員)					様式土3-6 ③ [記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。 2019/1/1 以降 (検査員)						
審査項目	工 種	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている	審査項目	工 種	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ	塗装工事 (工場塗装を除く)	●評価対象項目 □1) 塗装の均一性が良い。 □2) 細部まできめ細かな施工がされている。 □3) 補修箇所が無い。 □4) ケレンの施工状況が良好である。 □5) <u>全体に渡り、外観の仕上げが良い。</u>		●判断基準 該当4項目以上…a 該当3項目…b 該当2項目…c 該当1項目以下…d		3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ	塗装工事 (工場塗装を除く)	●評価対象項目 □1) 塗装の均一性が良い。 □2) 細部まできめ細かな施工がされている。 □3) 補修箇所が無い。 □4) ケレンの施工状況が良好である。 □5) 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当4項目以上…a 該当3項目…b 該当2項目…c 該当1項目以下…d	
	植栽工事	●評価対象項目 □1) 樹木の活着状況が良い。 □2) 支柱の取り付けがきめ細かく施工されている。 □3) 支柱の取り付けが堅固である。 □4) 生垣、列植等の通りが良い。 □5) 全体の整地の仕上がりが平滑で、美観が良い。 □6) 石組みは適切に施工されている。 □7) <u>全体に渡り、外観の仕上げが良い。</u>		●判断基準 該当6項目以上…a 該当4項目…b 該当3項目…c 該当2項目以下…d			植栽工事	●評価対象項目 □1) 樹木の活着状況が良い。 □2) 支柱の取り付けがきめ細かく施工されている。 □3) 支柱の取り付けが堅固である。 □4) 生垣、列植等の通りが良い。 □5) 全体の整地の仕上がりが平滑で、美観が良い。 □6) 石組みは適切に施工されている。 □7) 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当6項目以上…a 該当4項目…b 該当3項目…c 該当2項目以下…d	
	防護柵(網)工事	□1) 通りが良い。 □2) 端部処理が良い。 □3) 部材表面に傷及び錆がない。 □4) 既設構造物等とのすりつけが良い。 □5) きめ細やかに施工されている。 □6) <u>全体に渡り、外観の仕上げが良い。</u>		●判断基準 該当5項目以上…a 該当4項目…b 該当3項目…c 該当2項目以下…d			防護柵(網)工事	□1) 通りが良い。 □2) 端部処理が良い。 □3) 部材表面に傷及び錆がない。 □4) 既設構造物等とのすりつけが良い。 □5) きめ細やかに施工されている。 □6) 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当5項目以上…a 該当4項目…b 該当3項目…c 該当2項目以下…d	
	標識工事	●評価対象項目 □1) 設置位置に配慮がある。 □2) 標識板の向き並びに角度及びその支柱の通りが良い。 □3) 標識板の支柱に変色がない。 □4) 支柱基礎が入念に埋め戻されている。 □5) <u>全体に渡り、外観の仕上げが良い。</u>		●判断基準 該当4項目以上…a 該当3項目…b 該当2項目…c 該当1項目以下…d			標識工事	●評価対象項目 □1) 設置位置に配慮がある。 □2) 標識板の向き並びに角度及びその支柱の通りが良い。 □3) 標識板の支柱に変色がない。 □4) 支柱基礎が入念に埋め戻されている。 □5) 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当4項目以上…a 該当3項目…b 該当2項目…c 該当1項目以下…d	
	区画線工事	●評価対象項目 □1) 塗料の塗布が均一である。 □2) 視認性が良い。 □3) 接着状態が良い。 □4) 施工前の清掃が入念に実施されている。 □5) <u>全体に渡り、外観の仕上げが良い。</u>		●判断基準 該当4項目以上…a 該当3項目…b 該当2項目…c 該当1項目以下…d			区画線工事	●評価対象項目 □1) 塗料の塗布が均一である。 □2) 視認性が良い。 □3) 接着状態が良い。 □4) 施工前の清掃が入念に実施されている。 □5) 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当4項目以上…a 該当3項目…b 該当2項目…c 該当1項目以下…d	

別表(「工事成績評定の審査項目別運用表」の新旧対照表)  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後					改正前						
工事成績評定の審査項目別運用表(土木工事)					工事成績評定の審査項目別運用表(土木工事)						
様式土3-6 ④ [記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。 2020/1/1 以降 (検査員)					様式土3-6 ④ [記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。 2019/1/1 以降 (検査員)						
審査項目	工 種	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている	審査項目	工 種	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d 劣っている
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ	ほ場整備工事	●評価対象項目 □1) 整地仕上げが良い。 □2) 石礫、雑物等が良好に処理されている。 □3) 水路、道路等が的確に施工されている。 □4) 付帯構造物が周辺の農地等との取り合わせが良い。 □5) 法面仕上げが良い。(とおり、すりつけ、勾配、浮石除去、転圧) □6) <u>全体に渡り、外観の仕上げが良い。</u>		●判断基準 該当5項目以上…a 該当4項目…b 該当3項目…c 該当2項目以下…d		3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ	ほ場整備工事	●評価対象項目 □1) 整地仕上げが良い。 □2) 石礫、雑物等が良好に処理されている。 □3) 水路、道路等が的確に施工されている。 □4) 付帯構造物が周辺の農地等との取り合わせが良い。 □5) 法面仕上げが良い。(とおり、すりつけ、勾配、浮石除去、転圧) □6) 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当5項目以上…a 該当4項目…b 該当3項目…c 該当2項目以下…d	
	暗渠排水工事	●評価対象項目 □1) 埋戻し、仕上げが良い。 □2) 石礫、雑物等が良好に処理されている。 □3) <u>施工状況写真において不可視部分の仕上がりが良い。</u> □4) 水閘、排水口の設置が的確である。 □5) <u>全体に渡り、外観の仕上げが良い。</u>		●判断基準 該当4項目以上…a 該当3項目…b 該当2項目…c 該当1項目以下…d			暗渠排水工事	●評価対象項目 □1) 埋戻し、仕上げが良い。 □2) 石礫、雑物等が良好に処理されている。 □3) 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さをうかがえる。 □4) 水閘、排水口の設置が的確である。 □5) 全体的な仕上げが良い。		●判断基準 該当4項目以上…a 該当3項目…b 該当2項目…c 該当1項目以下…d	
	維持修繕工事	□1) 小構造物等にも注意が払われている。 □2) きめ細かな施工がなされている。 □3) 既設構造物とのすりつけが良い。 □4) <u>全体に渡り、外観の仕上げが良い。</u>		●判断基準 該当3項目以上…a 該当2項目…b 該当1項目…c 該当項目なし…d			維持修繕工事	□1) 小構造物等にも注意が払われている。 □2) きめ細かな施工がなされている。 □3) 既設構造物とのすりつけが良い。 □4) 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当3項目以上…a 該当2項目…b 該当1項目…c 該当項目なし…d	
	港湾築造工事 (浚渫、海岸築造工事を含む)	●評価対象項目 □1) 通りが良い。 □2) <u>施工状況写真において不可視部分の仕上がりが良い。</u> □3) 構造物の表面及び端部の仕上げが良い。 □4) きめ細やかな施工がなされている。 □5) <u>全体に渡り、外観の仕上げが良い。</u>		●判断基準 該当4項目以上…a 該当3項目…b 該当2項目…c 該当1項目以下…d			港湾築造工事 (浚渫、海岸築造工事を含む)	●評価対象項目 □1) 通りが良い。 □2) 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さをうかがえる。 □3) 構造物の表面及び端部の仕上げが良い。 □4) きめ細やかな施工がなされている。 □5) 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当4項目以上…a 該当3項目…b 該当2項目…c 該当1項目以下…d	
	管水路工事 (バイブライン) 畑かん工事(末端部分) 富農飲雑用水工事	●評価対象項目 □1) <u>施工状況写真において不可視部分の仕上がりが良い。</u> □2) 漏水がない。 □3) 路面復旧が適正に施工され段差、不等沈下等が無い。 □4) <u>全体に渡り、外観の仕上げが良い。</u>		●判断基準 該当3項目以上…a 該当2項目…b 該当1項目…c 該当項目なし…d			管水路工事 (バイブライン) 畑かん工事(末端部分) 富農飲雑用水工事	●評価対象項目 □1) 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さをうかがえる □2) 漏水がない。 □3) 路面復旧が適正に施工され段差、不等沈下等が無い。 □4) 全体的な仕上げが良い		●判断基準 該当3項目以上…a 該当2項目…b 該当1項目…c 該当項目なし…d	

別表(「工事成績評定の審査項目別運用表」の新旧対照表)  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後					
工事成績評定の審査項目別運用表(土木工事)					
様式土3-6 ⑤ (検査員)					
[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。					
審査項目	工 種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ	木製構造物工事	●評価対象項目 □1) 通りがよい。 □2) 材料のかみ合わせがよい。 □3) 表面の仕上げがよい。 □4) 地山立込部との取り合わせがよい。 □5) <u>全体に渡り、外観の仕上げがよい。</u>		●判断基準 該当4項目以上…a 該当3項目…b 該当2項目…c 該当1項目以下…d	
	鋼製自在枠工事	●評価対象項目 □1) 通りがよい。 □2) 材料のかみ合わせがよい。 □3) 表面の仕上げがよい。 □4) 地山との取り合わせがよい。 □5) <u>全体に渡り、外観の仕上げがよい。</u>		●判断基準 該当4項目以上…a 該当3項目…b 該当2項目…c 該当1項目以下…d	
	河川浚渫工事	●評価対象項目 □1) 掘削面が平坦で、仕上げがよい。 □2) 自然環境との調和に配慮している。 □3) 工事用道路等の後片付けが適切に施工されている。 □4) <u>全体に渡り、外観の仕上げがよい。</u>		●判断基準 該当3項目以上…a 該当2項目…b 該当1項目…c 該当項目なし…d	
	二次製品構造物 小型構造物工事	●評価対象項目 □1) 現場打コンクリート構造物の表面状態がよい。 □2) 構造物の通りがよい。 □3) 天端仕上げ、端部仕上げがよい。 □4) 製品のかみ合わせがよい。 □5) クラックがない。 □6) 漏水がない。 □7) <u>全体に渡り、外観の仕上げがよい。</u>		●判断基準 該当6項目以上…a 該当4項目…b 該当3項目…c 該当2項目以下…d	
	補強土壁工事 軽量盛土工事	●評価対象項目 □1) 壁面材(コンクリート製品)の割れ・カケがない。 □2) 壁面材の目違い、段差が少なく構造物の通りがよい。 □3) 天端仕上げ、端部仕上げがよい。 □4) 構造物等へのすりつけがよい。 □5) <u>全体に渡り、外観の仕上げがよい。</u>		●判断基準 該当4項目以上…a 該当3項目…b 該当2項目…c 該当1項目以下…d	

改正前					
工事成績評定の審査項目別運用表(土木工事)					
様式土3-6 ⑤ (検査員)					
[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。					
審査項目	工 種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ	木製構造物工事	●評価対象項目 □1) 通りがよい。 □2) 材料のかみ合わせがよい。 □3) 表面の仕上げがよい。 □4) 地山立込部との取り合わせがよい。 □5) 全体的な美観がよい		●判断基準 該当4項目以上…a 該当3項目…b 該当2項目…c 該当1項目以下…d	
	鋼製自在枠工事	●評価対象項目 □1) 通りがよい。 □2) 材料のかみ合わせがよい。 □3) 表面の仕上げがよい。 □4) 地山との取り合わせがよい。 □5) 全体的な美観がよい。		●判断基準 該当4項目以上…a 該当3項目…b 該当2項目…c 該当1項目以下…d	
	河川浚渫工事	●評価対象項目 □1) 掘削面が平坦で、仕上げがよい。 □2) 自然環境との調和に配慮している。 □3) 工事用道路等の後片付けが適切に施工されている。 □4) 全体的な美観がよい。		●判断基準 該当3項目以上…a 該当2項目…b 該当1項目…c 該当項目なし…d	
	二次製品構造物 小型構造物工事	●評価対象項目 □1) 現場打コンクリート構造物の表面状態がよい。 □2) 構造物の通りがよい。 □3) 天端仕上げ、端部仕上げがよい。 □4) 製品のかみ合わせがよい。 □5) クラックがない。 □6) 漏水がない。 □7) 全体的な美観がよい。		●判断基準 該当6項目以上…a 該当4項目…b 該当3項目…c 該当2項目以下…d	
	補強土壁工事 軽量盛土工事	●評価対象項目 □1) 壁面材(コンクリート製品)の割れ・カケがない。 □2) 壁面材の目違い、段差が少なく構造物の通りがよい。 □3) 天端仕上げ、端部仕上げがよい。 □4) 構造物等へのすりつけがよい。 □5) 全体的な美観がよい。		●判断基準 該当4項目以上…a 該当3項目…b 該当2項目…c 該当1項目以下…d	

別表(「工事成績評定の審査項目別運用表」の新旧対照表)  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

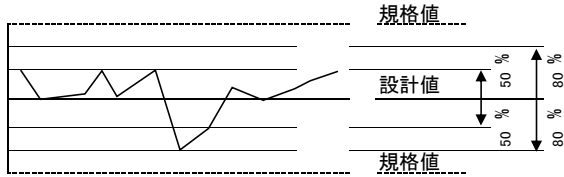
改正後					
工事成績評定の審査項目別運用表(土木工事)					
様式土3-6 ⑥ (検査員)					
[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。					
審査項目	工 種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ	橋梁補修 修繕工事	●評価対象項目 □1) 伸縮装置が適切に施工され段差がない。 □2) 構造物へのすりつけ等がよい。 □3) 端部処理がよい。 □4) クラック補修の表面仕上げがよい。 □5) 断面修復の表面仕上げがよい。 □6) 細部まできめ細かな施工がなされている。 □7) <u>全体に渡り、外観の仕上げがよい。</u>		●判断基準 該当6項目以上…a 該当4項目…b 該当3項目…c 該当2項目以下…d	
	河川伐開工事	●評価対象項目 □1) 刈残もなく、適切に施工されている。 □2) 伐木・刈草の後始末が良好である。 □3) きめ細かな施工がなされている。 □4) <u>全体に渡り、外観の仕上げがよい。</u>		●判断基準 該当3項目以上…a 該当2項目…b 該当1項目…c 該当項目なし…d	
	上記以外の工事又は 合併工事	●評価対象項目 □1) □2) □3) □4) □5)  ※ 該当工種からの評価対象項目で評価を行う。ただし、評価対象項目は最大5項目とする。		●判断基準 該当4項目以上…a 該当3項目…b 該当2項目…c 該当1項目以下…d	
	上記以外の工事又は 合併工事	●評価対象項目 □1) □2) □3) □4) □5)  ※ 該当工種からの評価対象項目で評価を行う。ただし、評価対象項目は最大5項目とする。		●判断基準 該当4項目以上…a 該当3項目…b 該当2項目…c 該当1項目以下…d	

改正前					
工事成績評定の審査項目別運用表(土木工事)					
様式土3-6 ⑥ (検査員)					
[記入方法] 該当する項目の□にレマークを記入する。					
審査項目	工 種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ. 出来ばえ	橋梁補修 修繕工事	●評価対象項目 □1) 伸縮装置が適切に施工され段差がない。 □2) 構造物へのすりつけ等がよい。 □3) 端部処理がよい。 □4) クラック補修の表面仕上げがよい。 □5) 断面修復の表面仕上げがよい。 □6) 細部まできめ細かな施工がなされている。 □7) 全体的な美観がよい。		●判断基準 該当6項目以上…a 該当4項目…b 該当3項目…c 該当2項目以下…d	
	河川伐開工事	●評価対象項目 □1) 刈残もなく、適切に施工されている。 □2) 伐木・刈草の後始末が良好である。 □3) きめ細かな施工がなされている。 □4) 全体的な美観がよい。		●判断基準 該当3項目以上…a 該当2項目…b 該当1項目…c 該当項目なし…d	
	上記以外の工事又は 合併工事	●評価対象項目 □1) □2) □3) □4) □5)  ※ 該当工種からの評価対象項目で評価を行う。ただし、評価対象項目は最大5項目とする。		●判断基準 該当4項目以上…a 該当3項目…b 該当2項目…c 該当1項目以下…d	
	上記以外の工事又は 合併工事	●評価対象項目 □1) □2) □3) □4) □5)  ※ 該当工種からの評価対象項目で評価を行う。ただし、評価対象項目は最大5項目とする。		●判断基準 該当4項目以上…a 該当3項目…b 該当2項目…c 該当1項目以下…d	

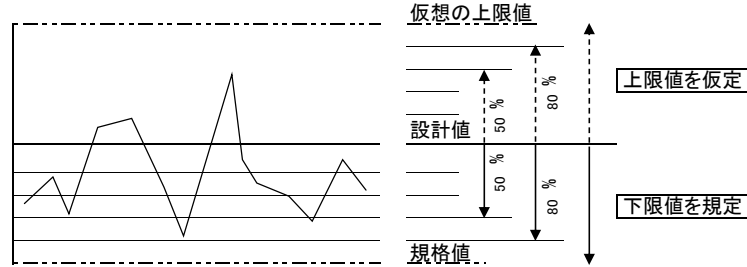
1. 出来形及び品質のばらつきの考え方

◎[管理図の場合]

(上・下限値がある場合)



(下限値のみの場合)



注 1、ばらつきの判断は、上記図の上・下限値の50%、80%で a、b、c の判定をする。  
2、品質管理点数が少なく、ばらつきの判定が困難なものは、施工管理、品質管理状況、全体の仕上がり状態を工事記録、目視等で確認し、それに応じた評価とする。

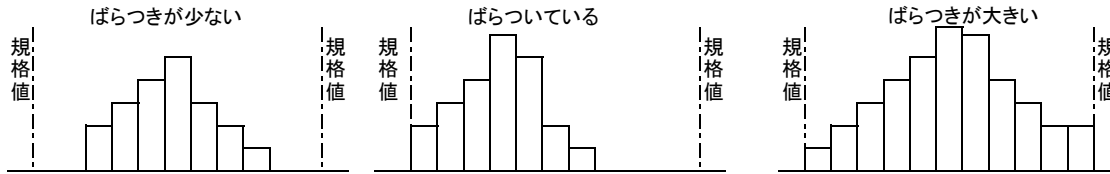
注 出来形のばらつきの考え方

- 1、上限値のない場合は、下限値と同様な値があるものと仮定し、ばらつきの%を考慮する。
- 2、次の場合は、ばらつきを50~80%とみなす。
  - (1)規格値が設計値以上となっている場合
  - (2)実測値を設計値とする場合(施工後の実測値を設計値に反映する場合)
  - (3)根固めブロック・吹付枠等既製型枠を使用して施工する場合(厚さ、幅、高さ)

注 出来形のばらつき判定の仕方

- (例1)吹付枠工・・・法長・延長は上記2(2)、幅・高さは上記2(3)、中心間隔は左記1を適用し、工事全体のばらつきを算定する。
- (例2)切削工+オーバーレイ工・・・切削工の全測定項目とオーバーレイ工の幅・延長は上記2(2)、オーバーレイ工の厚さは上記1を適用して、工事全体のばらつきを算定する。

◎[度数表または、ヒストグラムの場合] (参考)



2. 多工種複合工種の取り扱い

(1)出来形のばらつき

- ・原則として主たる工種と重要な工種の検査内容(基準高、幅、厚さ、高さ、法長、延長等)のばらつきを算定する。

追記

- ・ICT土工のばらつきについては、従来の施工管理基準による点数(40m毎の基準高、法長、幅)に、ICT土工のばらつき点数を全検測数で除した割合を掛け、他工種との整合を図る。  
(例)ICT土工 分布図に記載されたデータの全数:3,000点 規格値の50%以内:2,700点の場合  
施工管理基準による全点数:20点であれば、規格値の50%以内=20×2,700/3,000=18点とする。

(2)品質・出来ばえ

- ・原則として主たる工種と重要な工種について評定した上で、低い点数を採用する。

3. コンクリート構造物のクラックについて

クラックが発生した構造物は、検査の前までにコンクリート診断士等専門家の意見を聴取し、発注者と協議して対応する。

- (1)有害なクラックについては、補修されている場合、「□」コンクリート構造物に有害なクラックがない」の評価項目はチェックしない。補修されていない場合は、d以下の評価とする。
- (2)有害なクラック以外は「□」コンクリート構造物に有害なクラックがない」の評価項目はチェックする。
- (3)検査の前までに調査がなされていない場合は指摘票により調査を行い、調査結果に基づき評定する。有害なクラックは、d以下の評価とする。有害なクラック以外は「有害なクラックはない」の評価項目をチェックするが、a又はa'の評価はしない。
- (4)出来ばえについて、適切な補修等がしてある場合は「クラックなし」とする。  
\* 上記クラックに関するコンクリート構造物とは、①鉄筋コンクリート(橋梁、樋門、樋管、管渠等)、②重要な無筋コンクリート構造物(ダム(袖部含む)、堰堤、床固、場所打擁壁等)とする。  
なお、クラックについては、下記指針等を参考とできるが、専門家の意見が必要。  
「コンクリートのひび割れ調査、補修、補強指針」(日本コンクリート工学協会)、「コンクリート標準示方書[維持管理編]」(土木学会)

4. 運用表の記入方法

- (1)各運用表の該当する項目の□にレマークを記入する。
- (2)該当項目等の%及び個数によりa、(a')、b、(b')、c、d、eを判断し該当記号に○印をつける。
- (3)(2)により該当記号を工事成績採点表に写し採点をする。

5. (1)「Ⅲ.出来ばえ」で該当項目が

減った場合の評定の考え方

評定点	該当チェック項目数(個)							
	1	2	3	4	5	6	7	8
a	1	2	3	3	4	5	6	7
b	1	1,2	2	2	3	4	4	4
c	1	1	1	1	2	3	3	3
d	無	無	無	無	1	2	2	2

(2)積雪等により出来ばえの現地検査ができない場合

- ・監督員が行った段階確認及び出来形確認資料や工事写真等で検査を行うが、構造物等について細部まで詳細に検査することが出来ないため、出来ばえは「C」と評定する。

6. 「品質」

- (1)品質の重要項目(☆印)とは、その工種において施工上の配慮を特に求める項目である。
- (2)「河川浚渫工」等の品質管理項目が無い場合等の評定の考え方
  - ・評価対象項目が2項目以下の場合は、C評価とする。
  - ・品質管理項目がない場合C評価とする。